



青 第 440 号
平成29年11月22日

埼玉県青少年健全育成審議会
会長 東 宏行 様

埼玉県知事 上田 清司



埼玉県青少年健全育成条例第21条の4（携帯電話端末等による有害情報閲覧の制限）において同条例施行規則に委任する事項の改正について（諮問）

埼玉県青少年健全育成条例の一部改正に伴い、同条例第21条の4に規定する携帯電話端末等による有害情報閲覧の制限について、同条例施行規則に委任している事項を改正するため、同条例第25条第3項の規定により、別紙のとおり貴審議会の意見を求めます。

青少年健全育成条例施行規則の一部改正案について

1 趣旨

青少年健全育成条例の一部改正に伴い、規則に委任している事項について改正しようとするもの

2 改正内容

条例第21条の4第1項により規則で定めると規定された事項について、同条例施行規則を次のように変更等する。

(1) フィルタリングサービスを利用しない正当な理由を次のとおり変更、新設する。

ア 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下、この条において「法」という。）第十五条ただし書の規定によりフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合は、保護者が当該青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握する等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。

イ 法第十六条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をする場合は、保護者が当該青少年のインターネット接続役務の利用状況を適切に把握する等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること又は保護者が当該特定携帯電話端末等のフィルタリング有効化措置を講じ、機能制限について適切な設定をすること。

(2) フィルタリング不要の申出に次の電磁的方法を追加する。

ア 電子計算機等を使用し、規則で定める正当な理由その他の規則で定める事項を入力又は確認した後、筆跡が電磁的に記録される署名をする方法

イ 規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面を電磁的記録に変換し、電気通信による送信をする方法

(3) 契約時に交付する説明書の記載事項を次のとおり変更する。

ア 携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が有害情報の閲覧をする可能性があること。

イ フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びにフィルタリング有効化措置の必要性及び内容

ウ 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出又はフィルタリング有効化措置を講ずること希望しない旨の申出をするときは、条例第二十一条の四第一項に規定する正当な理由が必要であること。

(4) 特定携帯電話端末等に関する説明すべき事項について削除する。